

川東の里 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川東の里定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定等に基づき、評議員及び役員等（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の区分)

第2条 役員等の区分は、別表の役員等区分による。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に、職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 全理事の報酬総額は、年間432万円以内とする。

- 2 全監事の報酬総額は、年間48万円以内とする。
- 3 役員等の報酬等の額は、別表に掲げる金額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等が会議の招集に応じ、又は職務のため北見市の区域内を旅行したときは、その旅行について、費用弁償として次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 鉄道又は定期バスを利用したときは、その実費を支給する。
- (2) 自家用自動車を使用したときは、次に掲げる距離区分に応じた額を支給する。

支給区分	日額
2km以上 5km未満	250円
5km以上 10km未満	500円
10km以上 15km未満	750円
15km以上	1,000円

- 2 役員等が職務のため北見市の区域外に旅行したときは、旅費規程の例により、その費用を弁償する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員等となった者には、その日から報酬等を支給する。

- 2 役員等が任期満了、辞職、失職等によりその職を離れた場合は、その日までの報酬等を支給する。
- 3 役員等に就いた日が月の初日でない場合又は役員等を離れた日が月の末日でない場合の報酬等は、その月の現日数を基礎として日割計算した額とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、死亡によって退任した場合は、死亡の属する月の報酬等の全額を支給する。

(報酬等の支給日)

第7条 月額報酬等を受ける役員等については、毎月21日に支払うものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、繰り上げて支払うものとする。

2 日額の報酬等を受ける役員等については、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金を控除して支給する。

(公表)

第9条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 川東の里役員(理事・監事)・評議員の費用弁償等に関する規程(平成18年4月1日制定)は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、評議員会の議決を経た日(平成29年4月14日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別 表（第 2 条及び第 4 条関係）

役員等の区分及び報酬額

役員等区分	常勤・非常勤	支給区分	報酬額
理事長	非常勤	月額	50,000円
副理事長	〃	〃	30,000円
理事	常勤	〃	250,000円
理事	非常勤	〃	15,000円
監事	〃	〃	20,000円
評議員会会長	〃	日額	10,000円
評議員	〃	〃	8,000円
評議員選任・解任委員会 委員（職員を除く。）	〃	〃	8,000円
第三者委員会委員	〃	〃	8,000円

